⑧　未払金の明細

（単位：円）

区　　分	期　末　残　高
退職金	4,601,103,115
大丸建設株式会社	119,674,000
株式会社日建	89,006,673
東洋建設株式会社九州支店	86,898,540
鴻池ビルテクノ株式会社大阪支店	75,218,850
株式会社マルケイ	60,900,000
若井工業株式会社	60,690,000
独立行政法人国立大学財務・経営センター	58,500,000
株式会社ホクエー電工	54,726,000
株式会社南部工務店	53,829,300
株式会社鈴木工務店	53,560,500
その他	4,681,030,363
合　　計	9,995,137,341

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成 26 年２月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　　線　　名	区　　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県桶川市大字川田谷字諏訪南5359番２から 埼玉県北本市石戸宿２丁目383番地先まで

２．指定する期日

平成26年２月25日

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成 26 年２月 24 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路　　線　　名	区　　間
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道）	埼玉県桶川市大字川田谷字諏訪南5359番２から 埼玉県北本市石戸宿２丁目383番地先まで

２．指定する期日

平成26年２月25日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所の無いことを確認の上走行すること。

公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫公示

公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第17条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第３項の事務所の場所を変更するので、次のとおり公示する。

平成 26 年２月 24 日　　株式会社日本政策金融公庫　代表取締役総裁　細川　興一

廃止する場所　福井県越前市北府３丁目１番５号　株式会社日本政策金融公庫武生支店国民生活事業内

新設する場所　福井県越前市府中１丁目２番３号　株式会社日本政策金融公庫武生支店国民生活事業内

高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年２月 24 日　　東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博